

議第92号

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年7月22日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付することを要しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。